

委託事業主様

吉見町商工会  
会長金井久  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記の件を下記の日程により実施致します。  
提出書類及び資料を準備のうえ、受付をお済し下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- 期 日 令和8年5月7日(木)・8日(金)・11日(月)・12日(火)・13日(水)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中に  
ご来場頂けない方は電話連絡の上、早めにご来場ください。
- 時 間 午前9時～12時及び午後1時～4時
- 場 所 吉見町商工会
- 持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) 労働保険料算定基礎賃金等の報告(同封書類)  
※Excel様式を商工会のホームページに掲載しました ⇒  
必要箇所(黄色の部分)を入力の上、印刷して提出も可  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。(同封書類)  
(4) 一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告(同封書類)  
(5) 一括有期事業報告書(同封書類)  
※(4)(5)は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。



※記入方法は、冊子「令和8年度労働保険料等の年度更新手続きについて-お知らせ-」  
建設業の労災はP7-8-9、建設業の雇用保険と建設以外の業種はP3-4をご参照ください。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※(3)(4)(5)は昨年提出分のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。

未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意ください。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当 柳川 までご連絡下さい。

委託事業主様

吉見町商工会  
会長 金井 久  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記の件を下記の日程により実施致します。  
提出書類及び資料を準備のうえ、受付をお済し下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- 期 日 令和7年5月7日(水)・8日(木)・9日(金)・12日(月)・13日(火)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中に  
ご来場頂けない方は早めにご来場ください。
- 時 間 午前9時～12時及び午後1時～4時
- 場 所 吉見町商工会
- 持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) 労働保険料算定基礎賃金等の報告(同封書類)  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。(同封書類)  
(4) 一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告(同封書類)  
(5) 一括有期事業報告書(同封書類)  
※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※記入方法は、冊子「令和7年度労働保険料等の年度更新手続きについて-お知らせ-」  
建設業の労災はP7-8-9、建設業の雇用保険と建設以外の業種はP3-4をご参照ください。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※(3)(4)(5)は昨年提出分のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。

未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っている  
こと(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意下さい。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当柳川までご連絡下さい。

委託事業主様

吉見町商工会  
会長三村喜宏  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記の件を下記日程により開催致します。  
提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- 期 日 令和6年5月7日(火)8日(水)9日(木)10日(金)13日(月)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中にご来場頂けない方は早めにご来場ください。
- 時 間 午前9時～12時 午後1時から4時
- 場 所 吉見町商工会
- 持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) 労働保険料算定基礎賃金等の報告(同封書類)  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。(同封書類)  
(4) 一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告(同封書類)  
(5) 一括有期事業報告書(同封書類)  
※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※記入方法は、冊子「令和6年度労働保険料等の年度更新手続きについて-お知らせ-」  
建設業の労災はP7-8-9、建設業の雇用保険と建設以外の業種はP3-4をご参照ください。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※(3)(4)(5)は昨年提出分のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。

未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意下さい。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当今井までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743

吉商工発第6号  
令和5年4月3日

委託事業主様

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記の件を下記日程により開催致します。  
提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- 期 日 令和5年4月24日(月)25日(火)26日(水)27日(木)28日(金)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中に  
ご来場頂けない方は早めにご来場ください。
- 時 間 午前9時～12時 午後1時から4時
- 場 所 吉見町商工会
- 持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) **労働保険料算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。(同封書類)  
(4) **一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
(5) **一括有期事業報告書** (同封書類)  
※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※記入方法は、冊子「令和5年度労働保険料等の年度更新手続きについて-お知らせ-」  
建設業の労災はP7-8-9、建設業の雇用保険と建設以外の業種はP3-4をご参照ください。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※(3)(4)(5)は昨年提出分のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。

未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っている  
こと(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意下さい。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当今井までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743

吉商工発第6号

令和4年4月5日

委託事業主様

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件を下記日程により開催致します。

提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- 期 日 令和4年4月22日(金) 25(月) 26(火) 27(水) 28(木)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中にご来場頂けない方は早めにご来場ください。
- 時 間 午前9時～12時 午後1時から4時
- 場 所 吉見町商工会
- 持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) **労働保険料算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。 (同封書類)  
(4) **一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
(5) **一括有期事業報告書** (同封書類)  
※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※記入方法は、冊子「令和4年度労働保険料等の年度更新手続きについて-お知らせ-」  
建設業の労災はP7-8-9、建設業の雇用保険と建設以外の業種はP3-4をご参照ください。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※(3)(4)(5)は昨年提出分のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。

未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意下さい。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当今井までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743

吉商工発第183号

令和2年3月23日

委託事業主様

吉見町商工会  
会長 三村喜宏  
(公印省略)

「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記の件を下記日程により開催致します。  
提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

## 記

期 日 令和2年4月9日(木) 10(金) 13日(月) 14(火) 15(水)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中にご来場頂けない方は早めにご来場ください。  
時 間 午前9時～12時 午後1時から4時  
場 所 吉見町商工会  
持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) **労働保険料算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。(同封書類)  
(4) **一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
(5) **一括有期事業報告書** (同封書類)  
※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※記入方法は、冊子「令和2年度労働保険料等の年度更新手続きについて-お知らせ-」  
建設業の労災はP7-8-9、建設業の雇用保険と建設以外の業種はP3-4をご参照ください。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※(3) (4) (5) は昨年提出分のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。

未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意ください。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当今井までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743

吉商工発第183号  
平成31年3月22日

委託事業主様

吉見町商工会  
会長 三村喜宏  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
さて、標記の件を下記日程により開催致します。

提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

## 記

- 期 日 平成31年4月11日(木)12(金)15日(月)16(火)17(水)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中にご来場頂けない方は早めにご来場ください。
- 時 間 午前9時～12時 午後1時から4時
- 場 所 吉見町商工会
- 持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 貸金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) **労働保険料算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。(同封書類)  
(4) **一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
(5) **一括有期事業報告書** (同封書類)  
※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※記入方法は、冊子「H31年度労働保険料等の年度更新手続きについて-お知らせ-」  
建設業の労災はP7-8-9、建設業の雇用保険と建設以外の業種はP3-4をご参照ください。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※(3)(4)(5)は昨年提出分のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。

未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意ください。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当今井までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743

吉商工発第159号  
平成30年3月22日

委託事業主様

吉見町商工会  
会長 三村喜宏  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件を下記日程により開催致します。

提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

## 記

- 期 日 平成30年4月11日(水)12日(木)13日(金)16日(月)17日(火)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中にご来場頂けない方は早めにご来場ください。
- 時 間 午前9時～12時 午後1時から4時
- 場 所 吉見町商工会
- 持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 貸金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) **労働保険料算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。 (同封書類)  
(4) **一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告** (同封書類)  
(5) **一括有期事業報告書** (同封書類)  
※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※記入方法は、冊子「H30年度労働保険料等の年度更新手続きについて-お知らせ-」  
建設業の労災はP7-8-9、建設業の雇用保険と建設以外の業種はP3-4をご参照ください。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※(3)(4)(5)は昨年提出分のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。

未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意ください。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当小高までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743

平成29年3月21日

委託事業主様

吉見町商工会  
会長 三村喜宏  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件を下記日程により開催致します。

提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

記

期 日 平成29年4月6日(木)・7日(金)・10日(月)・11日(火)・12日(水)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中に

ご来場頂けない方は早めにご来場ください。

- 時 間 午前9時～12時 午後1時から4時  
場 所 吉見町商工会  
持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) 労働保険料算定基礎賃金等の報告 (同封書類)  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。 (同封書類)  
(4) 一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告 (同封書類)  
(5) 一括有期事業報告書 (同封書類)  
※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※昨年度提出された方は(3)(4)のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意下さい。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当小高までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743

吉商工発第209号  
平成29年3月17日

委託事業主様

吉見町商工会  
会長 三村喜宏  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件を下記日程により開催致します。

提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- 期 日 平成29年4月6日(木)・7日(金)・10日(月)・11日(火)・12日(水)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中にご来場頂けない方は早めにご来場ください。

時 間 午前9時～12時 午後1時から4時

- 場 所 吉見町商工会  
持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) 労働保険料算定基礎賃金等の報告 (同封書類)  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。(同封書類)  
(4) 一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告 (同封書類)  
(5) 一括有期事業報告書 (同封書類)  
※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※(3) (4) (5) は昨年提出分のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所(本店、本社)の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。

未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること(事業主本来の業務は適用外)が原則となりますのでご注意下さい。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当小高までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743

吉商工発第227号  
平成28年3月16日

委託事業主様

吉見町商工会  
会長 三村喜宏  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件を下記日程により開催致します。

提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

### 記

期 日 平成28年4月5日(火)・6日(水)・7日(木)・8日(金)・11日(月)

※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中にご来場頂けない方は早めにご来場ください。

時 間 午前9時～12時 午後1時から4時

場 所 吉見町商工会

- 持参書類等 (1) 代表印等  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) 労働保険料算定基礎賃金等の報告 (同封書類)

- ※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。
- ※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。（同封書類）
- (4) 一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告（同封書類）
- (5) 一括有期事業報告書（同封書類）
- ※ (4) (5) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※受付時に**特定個人情報取扱業務事務委託契約書（マイナンバー関係）**を取り交わします。対象は雇用保険適用事業所です。なお、既に取交わした事業所はこの作業の必要はありません。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※昨年度提出された方は(3) (4)のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所（本店、本社）の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出の必要があります。未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること（事業主本来の業務は適用外）が原則となりますのでご注意ください。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当小高までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743

吉商工発第196号

平成25年3月18日

委託事業主様

吉見町商工会  
会長 三村喜宏  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

早春の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件を下記日程により開催致します。

提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- 期 日 平成25年4月4(木)・5(金)・8(月)・9(火)・10日(水)  
※期日前でも受付致しますので、お仕事の都合上、上記期間中にご来場頂けない方は早めにご来場ください。
- 時 間 午前9時～12時 午後1時から4時
- 場 所 吉見町商工会
- 持参書類 (1) 会社印  
(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票  
(3) 労働保険料算定基礎賃金等の報告（同封書類）  
※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。  
※ 雇用保険加入者リストをご確認ください。（同封書類）  
(4) 一括有期事業総括表（同封書類）  
一括有期事業報告書（同封書類）

※ (4) は建設業者のみ、元請工事金額の報告です。

※労働災害共済契約（上乘せ共済）申込書類一式については、取扱母体団体が一般社団法人へ移行することに伴い手配が遅れており同封できません。既加入者並びに加入希望者におかれましては、上記期日には書類一式を商工会事務所に手配しますので、他書類提出時に併せて労働災害共済の契約申込書を作成戴きますようお願い申し上げます。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※昨年度提出された方は(3)(4)のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所（本店、本社）の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出の必要があります。未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。

※特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること（事業主本来の業務は適用外）が原則となりますのでご注意下さい。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当小高までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743  
吉商工発第181号  
平成23年3月15日

委託事業主様

吉見町商工会  
会長 三村喜宏  
(公印省略)

## 「労働保険年度更新申告」の受付について

過日発生した大地震により、町内事業者様においても事業活動に少なからず影響が出ているものと思われませんが、限りなく安全に配慮し危機管理意識を持って事業にあたられます様お願い申し上げます。

さて、標記の件を下記日程により開催致します。現時点で厚生労働省から期限延期等の報告は為されていませんので、例年通り提出書類及び資料を準備してご来場下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- |      |   |              |
|------|---|--------------|
| 期 日  | 4月11日（月）から15日（金）  | ※期日前でも受付します。 |
| 時 間  | 午前9時～午後4時   |              |
| 場 所  | 商 工 会   |              |
| 持参書類 | (1) 会社印<br>(2) 賃金台帳・請負台帳等の保険料算定に必要な各種帳票<br>(3) 労働保険料算定基礎賃金等の報告（同封書類）<br>※ 貴事業所が従業員に支払った賃金総額の報告です。<br>(4) 一括有期事業総括表（同封書類）<br>一括有期事業報告書（同封書類）<br>※ 建設業者のみ、元請工事金額の報告です。<br>(5) 労働災害共済契約申込書（同封書類、希望者のみ） |              |

※昨年度の申請書類の控えを参考に、記入して下さい。

※念のため、同封書類全てを持参下さい。

※昨年度提出された方は（３）（４）のコピーを同封しましたので参考にして下さい。

※万一、労災事故が発生し労災補償を受けるためには、主たる事業所（本店、本社）の他、支社・支店・作業場・工場を事前に労働基準監督署に届出する必要があります。未登録の事業主は、届出の申請をお願いします。特別加入者の労災適用は、指定された業務を事業所の所定労働時間内に行っていること（事業主本来の業務は適用外）が原則となりますのでご注意ください。

※ご不明な点がございましたら、吉見町商工会 担当小高までご連絡下さい。

電話 54-0701 FAX 54-0743